

令和2年5月29日

保護者 様

小美玉市教育委員会教育長 加瀬 博正

市内小中学校の段階的な再開について（お知らせ）

日頃より保護者の皆様には本市の教育行政にご理解、ご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

5月25日（月）に国による緊急事態宣言等が解除されたことを踏まえ、市内小中学校については5月31日（日）まで臨時休業とさせていただき、徹底した感染症対策を講じたうえで、6月1日（月）より下記のとおり段階的に学校教育活動を再開させていただきますので改めてご案内させていただきます。

保護者の皆様には、臨時休業期間中、様々なご負担をおかけしておりましたが、学校教育活動再開後も引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 市内小中学校の段階的な再開について

(1) 学校再開（分散等での授業）

ア 6月1日（月）から5日（金）まで行います。

イ 全校児童生徒が分散等の形式で午前中3～4時間授業を行います。小学校は、地区別に分け、3～5日程度登校します。中学校は、学級の生徒を2グループに分けたり、午前と午後に分けたりして5日間登校します。

ウ 給食はありません。

(2) 学校再開（通常授業）

ア 6月8日（月）から通常 of 教育活動を行います。

イ 部活動については、接触を避けるなど、競技等の特性に応じた練習内容の工夫を行うとともに、用具・器具等を使用前に消毒します。活動日や活動時間、活動内容は学校ごとに異なることがあります。

ウ 給食を実施します。

2 学校教育活動再開に際しての感染症対策の徹底

(1) 学校における感染症対策の徹底

学校教育活動の再開に際しては、文部科学省の示すガイドラインやマニュアル等を参考に様々な感染症対策を講じ、感染リスクの低減に取り組みます。

ア 風邪の症状がある児童・生徒や教職員は登校しないことを徹底します。

- ・お子さんに発熱など風邪の症状がみられる場合は、学校を休ませ、自宅で休養させてください。（教職員についても同様の対応を講じます）
- ・毎朝、ご家庭での「検温」と「風邪症状の確認」をお願いします。また、検温等の結果は、「健康観察表」等に記載のうえ、登校時に持参させてください。

イ 感染経路を断つ対策を徹底します。

- ・手洗いを徹底します。
- ・咳エチケットを徹底します。常時、マスクの着用を原則とします。
- ・子どもが手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチ等）を中心とした校内の消毒を徹底します。

- ・教室などの換気を徹底します。
- ・教室内の机の距離を最低 1 m 確保するなど、人との間隔をできるだけ空けるよう取り組みます。常時、マスクの着用を原則とします。
- ・近距離での会話や発声、身体の接近・接触を伴う授業（対面でのグループ学習、音楽室での歌唱指導、調理実習等）は当面の間、行わないこととします。
- ・給食時には、机を向かい合わせにせず、教室の前を向いて食事をするようにします。

自然教室 (小5)	長時間にわたるバスでの移動や大人数で寝食を伴う行事であり、感染リスクを下げる対策を講じることが難しいこと、宿泊先で発熱等の症状を生じた場合の安全確保が困難であることから今年度は中止いたします。
水泳の授業 (小中学校)	水泳の授業の実施前に行う必要がある内科などの健康診断が実施できないことなどから、今年度は水泳の授業は行わないこととします。